

## 登録型本人通知制度が始まります

登録型本人通知制度とは、本市に本籍や住民登録のある人が事前に登録することによって、その人の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したときに、その交付の事実を登録者本人にお知らせする制度です（取得した人の名前や住所をお知らせするものではありません）。

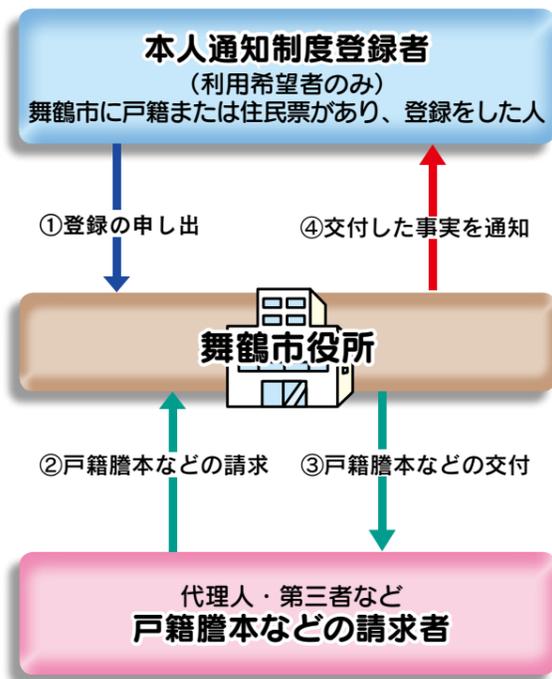
個人情報が悪用される危険のある不正取得を防ぐ効果が見込まれています。

5月1日（水）から登録の受け付けを開始。登録を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類を持って市民課か西支所市民・年金係の窓口へ。

### 《戸籍謄本などの不正取得は人権に関わる問題です》

不正取得は、調査会社などだけの問題ではなく、取得を依頼する人がいるために発生する問題です。

自分自身の人権を守るためにも、他人の人権を侵害しないためにも、一人ひとりが人権意識を高めましょう。



▶詳しくは、市民課（☎66・1002）へ。

## 広げよう人権の輪 ～ 身元調査は必要ですか ～

一昨年、調査会社などからの依頼を受けたある司法書士が第三者の戸籍謄本や住民票などの個人情報をも不正に取得し、報酬を受け取っていたことが発覚しました。弁護士や司法書士、行政書士などは、職務上本人の同意なしに戸籍謄本などを取得することができます。この司法書士はその制度を悪用していたもので、不正取得の件数は数万件に上り、その多くが「結婚相手の身元調査」に使用されていたということです。

守られるべき個人情報を不正に取得することは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。このような事件が起こる背景には、結婚などに際して身元調査をするという風潮や身元調査を容易に依頼する人が多くいるという問題があります。親が「子どもの結婚相手がどんな人なのか」と心配することは当たり前のことかもしれませんが、しかし、出自や家族のことを調べても、その人自身の人柄や性格、能力が分かるわけではありません。

人は誰も生まれる場所や親を選ぶことはできません。どこで生まれても、どんな家庭に育っても、幸せになりたいと願う気持ちは同じであり、すべての

人がそうなる権利を持っています。本人にはどうすることもできない出自などで結婚相手を選ぶことは人を差別することです。身元調査の多くが、生まれや家柄というもので人を判断する差別意識に基づいて容易に行われているのです。

私たちは、このような身元調査が重大な人権侵害になることを理解しなければなりません。そして、私たち一人ひとりが身元調査をしない、協力しないという行動を起こすことが大切です。

もしあなたが知らないうちに身元調査をされていることが分かったら、どのように感じるでしょうか？

《人権啓発推進室》



## 引っ越しの手続きをお忘れなく

◆**転出届** 転出予定日の14日前から市民課、西支所市民・年金係、加佐分室で受け付け。郵送による届け出もできます。

◆**転入届** 転入から14日以内に住所の市区町村役場が発行する転出証明書を持って市民課か西支所市民・年金係、加佐分室に届け出を。郵送による届け出はできません。

※いずれも本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要。本人が窓口に来ることができない場合は、代理人による届け出ができます（委任状と代理人の身分証明書が必要）。転出・転入手続きの情報は市ホームページにも掲載しています。

◆**その他の届け出** 国民健康保険や福祉医療、上下水道の使用開始・休止などの手続きが必要な場合があります。下表の窓口で手続き・相談を。

手続きの内容	窓 口
転出・転入の届け出	市民課（☎66・1001） 西支所市民・年金係（☎77・2252） 加佐分室（☎83・0014）
国民年金	市民相談課（☎66・1004） 西支所市民・年金係（☎77・2257）
国民健康保険	保険医療課（☎66・1003） 西支所保健福祉係（☎77・2253）
後期高齢者医療、福祉医療（老人・障害者・母子・父子・子育て支援）	保険医療課（☎66・1075） 西支所保健福祉係（☎77・2253）
介護保険	高齢者支援課（☎66・1013） 西支所保健福祉係（☎77・2253）
障害者手帳	18歳以上 障害福祉課（☎66・1033、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）
	18歳未満 子ども支援課（☎66・1094、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）
児童手当、（特別）児童扶養手当	子ども支援課（☎66・1094） 西支所保健福祉係（☎77・2253）
ごみ・し尿の収集、犬の登録変更	生活環境課（☎66・1005）
上下水道の使用開始・休止	水道部業務課（☎62・1632） 西水道係（☎75・2259） 下水道総務課（☎66・1028）
バイク（125cc以下）の登録変更	税務課（☎66・1026） 西支所税務・納税係（☎77・2256）
小・中学校の転校	学校教育課（☎66・1072）

## 市議会3月定例会

市議会3月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴できます。

定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。

▶詳しくは、議会事務局（☎66・1060）へ。

日 時	内 容	場 所
3月 8日（金）10時から	本会議（代表質問）	市議会議場
11日（月）10時から	本会議（一般質問）	
12日（火）10時から	本会議（一般質問、質疑）	
14日（木）10時から	予算決算委員会（代表質疑）	
15日（金）13時から	経済消防	議員協議会室
18日（月）10時から	民生労働	
19日（火）10時から	建設	
21日（木）13時から	総務文教	
25日（月）10時から	予算決算委員会	
28日（木）10時30分から	本会議（閉会予定）	市議会議場

## 軽自動車税の納期限が変わります

平成25年度から軽自動車税の納期限がこれまでの4月30日から**5月31日**に変わります。

5月中旬に納税通知書を発送。市指定金融機関、市収納代理金融機関に加え、近畿2府4県（京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県）の郵便局の窓口と全国の提携コンビニエンスストアで納付できます。

《軽自動車・バイクの廃車・名義変更はお早めに》

平成25年度の軽自動車税は、今年4月1日現在の所有者に1年分の税金がかかります。軽自動車税は月割による還付制度がありませんので、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても年税額を納める必要があります。

軽自動車・バイクの所有状況に異動があった人は、早めに手続きを（手続きは車種によって異なります）。

▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。

## 放課後児童クラブ 市民税非課税世帯などに補助金

放課後児童クラブを利用している市民税非課税世帯などの負担を軽減するため、「放課後児童健全育成事業利用者負担軽減対策補助金」を交付します。

◆**対象世帯と補助額**

◆平成24年度市民税非課税世帯…24年度利用額の2分の1

◆生活保護世帯、中国残留邦人などを支援する法律の適用を受ける世帯…24年度利用額の全額

※ただし、いずれもおやつ代や保険料などは除く。

◆**申請方法**

申請書（子ども支援課か各放課後児童クラブから利用者に送付）に必要な書類を添えて3月4日（月）～15日（金）に同課か西支所庶務係へ持参。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。